

教育課程編成の手引き

～通級による指導【高校】編～

令和2年3月

島根県教育委員会

～通級による指導【高校】編～

1 もくじ

1 「通級による指導」について	……	P 1
2 制度化の理由と期待される指導の効果について	……	P 2
3 指導対象となる生徒の具体的な障がいの状況について	……	P 3
4 対象生徒のニーズ把握と決定のプロセスについて	……	P 4
5 教育課程の編成について	……	P 5～8
6 実態把握の進め方について	……	P 9
7 個別の教育支援計画・個別の指導計画について	……	P 10～13

2 表記について

「教育課程の手引き」内の各標記については、下記のとおり省略して示してあります。

- ・小学校、中学校、義務教育学校 → 小・中学校等
- ・学校教育法施行規則第〇条 → 学教法規則第〇条
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成 5 年 1 月 28 日付け文初特第 278 号初等中等教育局長通達） → H5.1.28 通達
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号初等中等教育局長通知） → H25.10.4 通知
- ・高等学校学習指導要領(平成 30 年告示) → 学習指導要領(高)
- ・特別支援学校学習指導要領(平成 30 年告示) → 学習指導要領(特)
- ・高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説(総則編) → 高解説(総則編)
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説(〇編) → 特解説(〇編)
- ・改訂第 3 版「障害に応じた通級による指導の手引」解説と Q&A → 指導の手引 Q&A
- ・高等学校における通級による指導の準備実施について 平成 29 年 3 月 文部科学省
→文科省Q&A
- ・高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック～おさえておきたい 8 の課題と課題解決のための 10 のポイント～ 平成 30 年 3 月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
→特総研ガイドブック

○原則としては「障がい」と表記していますが、引用部分（法令等）を「障害」と表記している箇所があります。

1 「通級による指導」について

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行う指導形態のことを言います（学教法規則第140条及び第141条）。指導内容は、特別支援学校の「自立活動」の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行います。

(1) 「通級による指導」の目的と内容について

（学習指導要領（高）P30 高解説総則編 P158）

障害のある生徒に対して通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校（中略）の自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との連携を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

通級による指導は、生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うことをねらいとする。

※これまでは「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」とされていました。しかし、「通級による指導」では、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服という目的と無関係に、学習補充のための教科指導を行うことは適切ではないことから、このように示されました。

(2) 「通級による指導」の対象となる生徒について

（学教法規則第140条 及び H25.10.4通知）参照

言語障害、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者を対象とする。

※各障がいの状況の詳細については、次ページを参照のこと。

(3) 「通級による指導」の指導形態について

実施形態としては、以下の三つの形が考えられます。

- ①自校通級・・・児童生徒が在学する学校において指導を受ける形態
- ②他校通級・・・他の学校に種に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける形態
- ③巡回指導・・・担当教員が該当する児童生徒がいる学校に赴き、場合によっては複数の学校を巡回して指導を行う形態

(4) 担当教員について

当該学校の教員免許状を有する者である必要がありますが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障がいに応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教師も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましい（指導の手引Q&A P76）とされています。

通級による指導の担当教員には、障がいに関する専門性・指導力に加えて、外部機関との連携や就労・進学に関する知識、学級担任や進路指導主事等への助言等を行える幅広い力量も有することが望まれます。
（特総研ガイドブック 参照）

2 制度化の理由と期待される指導の効果について

小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学状況などをふまえ、小・中学校からの学びの連続性を確保する観点から、高等学校においても通級による指導を導入する必要性が指摘され制度化に至りました。

期待される成果は、
対象生徒に対しては、

- ・障がいによる学習上や生活上の困難に着目したよりきめの細かい指導・支援が可能になり、改善・克服につながる
- ・自立や社会参加を図るために必要な能力の育成、通常の学級における授業の理解促進や、生徒指導上の課題の解決につながる
- ・生徒本人の学習意欲や自己肯定感の向上につながる

教員や保護者等に対しては、

- ・学校全体で特別支援教育に取り組む体制が整備される
- ・教職員・保護者等の理解が深まる
- ・保護者等との信頼関係の醸成につながる
- ・関係機関とのネットワークが活用できるようになる

が期待されます。

高等学校に通級による指導が導入されることで、校内の一つのリソースとして通級が機能し、特別支援教育の機能が充実することが期待されています。
(特総研ガイドブック 参照)

3 指導対象となる生徒の具体的な障がいの状況について

指導の対象とするかどうかの判断については、医学的な診断の有無のみにとらわれることなく、総合的な見地から判断することが大切です。

(学教法規則第 140 条及び H25.10.4 通知) 参照

1 言語障がい

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話しことばにおけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 自閉症

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

3 情緒障がい

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

4 弱視

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

5 難聴

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

6 学習障がい

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す者で、一部特別な指導を必要とする程度のもの

7 注意欠陥多動性障がい

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

8 肢体不自由、病弱及び身体虚弱

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

※6、7の場合、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である場合も多く、十分留意が必要です。

※その他、対象となる児童生徒についての詳細は、「指導の手引 Q&A」P11、P29～32、P109～112、学教法規則第 140 条及び H25.10.4 通知を参照のこと。

なお、知的障がい者については、学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実際の・具体的な内容を継続して指導することが必要であることから、一定の時間のみ取り出して行うことはなじまないことをふまえ、現在、通級による指導の対象とはなっていません。（「指導の手引 Q &A」 P29）

4 対象生徒のニーズの把握と決定のプロセスについて

通級による指導の対象者の判断は、その指導を実施する高等学校において、以下のようなプロセスで行われると考えられます。

- ① 学校説明会等における説明（生徒や保護者に対する通級による指導の目的や内容等の説明）
- ② 生徒に関する情報の収集や行動場面の観察（中学校からの引継ぎ、一人一人の教育的ニーズの把握）
- ③ 生徒と保護者に対するガイダンスの実施（詳細な個別相談の機会の設定、実施の有無の判断手続き等の周知）
- ④ 校内委員会等における検討（校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが主導）
- ⑤ 専門家等による支援
- ⑥ 生徒や保護者との合意形成（継続的な対話機会の設定、合理的配慮の提供の意思表示への対応）

自己意識等の発達過程に照らしてみると、高等学校では生徒本人の意向等が、より一層尊重される必要があります。本人の願いと保護者や教員等の願いとは必ずしも一致するわけではないことにも留意する必要があります。「総合的な見地から判断すること」を踏まえ、本人、保護者、教員のニーズや意向、専門家の意見等、様々な立場から情報を収集し、より妥当な判断を検討していくことが望まれます。

（特総研ガイドブック 参照）

5 教育課程の編成について

教育課程の編成の主体は各学校であり、校長が責任者となって編成するものです。通級による指導は、「特別の指導を教育課程に加え、又はその一部に替える」ものであり、教育課程の特例になることから、各学校の校長が、対象となる児童生徒の実態把握等を適切に行ったうえで、判断することになります（学教法規則 第140条、141条 参照）。

(1) 教育課程の編成について

●教育課程に加える場合

放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものです。この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は他の生徒に比べて増加することになります。

●教育課程の一部に替える場合

他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものです。対象となる生徒は選択教科・科目に替えて通級による指導を受けることになり、この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は増加しません。

●「加える」場合の例（授業時間が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 探究の 時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障がいに 応じた 特別の 指導	特別 活動
				← 授業時間 が増加 →

●「替える」場合の例（授業時間が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 探究の 時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障がいに 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	----------------------------	-------------------	--------------------------	----------

なお、通級による指導を、必修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要があります。

各学科において替えることができない科目

学科	①必修教科・科目及び 総合的な探究の時間	②専門学科において 全ての生徒に履修させる 専門教科・科目	③総合学科における 「産業社会と人間」
普通科	○		
専門学科	○	○	
総合学科	○		○

(2) 単位の履修の認定について（学習指導要領（高）P30 高解説総則編 P161）

- 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とします。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができます。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。
- 通級による指導に係る単位を修得した時は、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

●他校通級を行う場合には

生徒が在籍する高等学校等の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができます（学教法規則第141条）。このように生徒が他校において指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で、教育課程を編成するとともに、定期的に情報交換を行うなど、学校間及び担当教員間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要があります。

(3) 指導内容について

新学習指導要領では、通級による指導において特別の教育課程を編成する場合について、以下の通り示されています。

（学習指導要領（高）P30 解説総則編（高）P160）

特別支援学校高等部学習指導要領第6章「自立活動」の内容を参考にとし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

通級の目的を押さえた上で教科の内容を取り扱うことは可能ですが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないよう留意することが必要です。そのためには、児童生徒一人一人の指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成し、活用することが大切です。

(4) 自立活動について（参照 特別支援学校編 Ⅲ 自立活動）

特別支援学校高等部学習指導要領では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間形成の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分及び区分の下に各項目を設けています。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものです。

特に必要がある場合には、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができますが、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することが目的であり、単なる各教科の学習の遅れを補充するために指導ではないことに注意が必要です。

生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要です。

指導内容検討の留意点

特別支援学校高等部学習指導要領を参考にしながら、高等学校における教育の実態と高校生という発達段階をふまえた指導内容の検討が重要になります。通級による指導が通常の学級における各教科等の指導と連続性があり、生徒への個別的な指導・支援が系統性のある指導・支援へと充実していくことが期待されます。

特に発達障がい等の可能性のある生徒の指導では、自分に合う学習方法の習得など学習に関すること、対人関係やコミュニケーション能力の向上など社会的スキルの獲得に関すること、適応上の課題場面における問題解決能力に関することなど、学習上や生活上に関する内容のほか、卒業後の就職や大学への進路選択も大きなウエイトを占めることから、進路と就労に関することなどが大きな柱になると考えられます。将来の人生設計とも組み合わせ、社会への接続、卒業を見据えた個別のキャリア教育という視点も重要です。また、困ったときに相談できる力も自立と社会参加のためには身に付けておきたい力です。
(特総研ガイドブック 参照)

自立活動に関する本県作成の参考資料

○島根県教育委員会作成 「教育課程編成の手引き（令和2年3月）～自立活動編～」

- ・障がいの捉え方と自立活動
- ・合理的配慮と自立活動のかかわり
- ・今回の改定の要点
- ・自立活動の意義
- ・自立活動の基本

○島根県教育センター作成資料 「授業づくり（1） 自立活動ってなんだろう？」

- ・自立活動ってなんだろう？
- ・自立活動の内容整理表
- ・自立活動シート記入例
- ・流れ図様式
- ・流れ図記入例
- ・自立活動の内容一覧

HP：島根県教育センター>特別支援教育のページ>授業づくり（1）

(5) 評価について

「生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合」とは、生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているかを具体的な指導内容に対する生徒の取組状況を通じて評価することを基本とし、指導目標に照らして適切に評価するものです。そのため、各学校においては、組織的・計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるように努めることが重要です。

評価のポイント

- 指導の評価に当たっては、複数の評価者を設け、多様な観点からの評価を行う。
- 自立活動の指導の結果はもちろん、それを生かした学校生活全般の活動の様子も評価の材料とする。
- 定めた評価の期間やタイミングにおいて一貫した評価を産み出すよう留意する。
- 最終的に出した評価について、生徒や保護者等に丁寧に伝える方法を検討する。

(特総研ガイドブック 参照)

(6) 指導要録について

- 指導要録の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の「総合的な探究の時間」の次に、「自立活動」の欄を設けて、修得単位数の計を記載します。
- 様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載します。
- 指導要録の記載に当たっては、通級による指導の担当教員と通常の学級の担任、特別支援教育コーディネーター、校長等の関係者が定期的に情報を交換した上で、記載内容を検討することが求められます（「指導の手引Q&A」P83 Q.62）。

6 実態把握の進め方について

自立活動の指導に当たっては、実態の的確な把握に基づいて、個別の指導計画を作成することから、特に実態把握が重要です（特解説自立活動編 P107～108）。

（特解説（自立活動編）P.107～108）

個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

自立活動の目標は、それぞれの障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することです。そのため、一人一人の指導内容・方法も異なってきます。個々の児童生徒についての的確な実態把握を行う必要があります。児童生徒が困難なことだけを取り上げるのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切です。

また、教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報や、地域の保健師、児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集することも重要です。日頃から児童生徒にかかわる地域の様々な職種の方々と、連携をとることができるようになっておくことが大切です。

以下に、実態把握におけるいくつかの視点や留意事項を示します。

- 学習上の配慮事項や学力
- 基本的な生活習慣
- 特別な施設・設備や教育機器の必要性
- 興味・関心
- 人や物とのかかわり
- 心理的な安定の状態
- コミュニケーションの状態
- 対人関係や社会性の発達
- 身体機能
- 視機能
- 聴機能
- 知的発達の種類
- 身体発育の状態
- 病気等の有無や状態
- 生育歴
- 自己理解に関すること
- 進路
- 家庭や地域の環境

7 個別の教育支援計画・個別の指導計画について

通級による指導の主な目的は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することです。生徒一人一人に則した指導目標の設定や指導内容の工夫などに配慮する必要があり、個別の教育支援計画を生かした個別の指導計画を作成し、個に応じたきめ細かな指導を行うことが大切です。

また、作成の際は、生徒の現在の姿のみにとらわれるのではなく、長期的な観点で考えることが必要です。

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画について

(学習指導要領(高)P30 解説総則編(高)P162)

障害のある生徒などについては、家庭、地域、及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

通級による指導の実施に当たっては、個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を実施します。個別の指導計画は、それぞれの学校が生徒の障がいの状態、発達や経験の程度、興味や関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最もあがるように考えるべきものです。

また、家庭や地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って一貫した教育的支援を行うための個別の教育支援計画を作成する必要があります。

個別の指導計画に従い通級による指導を履修し、個別に設定された目標が達成されることが単位認定の基準になります。

通級による指導を受ける生徒については、二つの計画を全員作成し、効果的に活用することになります。

個別の教育支援計画とは

障害のある児童生徒の発達段階に応じて関係機関が適切な役割分担の下に一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)のうち、教育機関が中心となり、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した的確な教育的支援を行うために作成した支援計画。

個別の指導計画とは

学校における教育課程をふまえて、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、より具体的に一人一人の的確な実態把握を行うとともに、それに応じた指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。
(「指導の手引 Q&A」P44～46 Q.26 参照)

(2) 進路（進学・就職等）先への引継ぎ

生徒が通級による指導を受けたことによる、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服に向けた成果を、進学・就職先においても引継ぎ活用することができるよう、高等学校から進路先への個別の教育支援計画や個別の指導計画を確実に引継ぐことが重要となります。なお、その際には、事前に保護者の同意を得るなど、個人情報の取り扱いに十分留意する必要があります。

なお、通級による指導を受けたことのみをもって、進学・就職等に当たって不利益な取り扱いをすることは、障がいを理由とする不当な差別的扱いであり、障害者差別解消法等により禁止されています。（指導の手引Q&A P84 Q63）

個別の指導計画・個別の教育支援計画【高等学校用】

(様式例)

生徒氏名				出身中学校	平成・令和 年 月 立	中学校卒業
学年・組	1 年	組	担任名		校長名	
	2 年	組				
	3 年	組				
	4 年	組				

実態把握		
中学校からの申し送り事項		
観点		状況
コミュニケーション	友人	
	教職員	
	家庭等	
学習の状況	各教科等	
	実技系教科	
	実習	
生活の状況	学校生活	
	部活動等	
	家庭生活 寮生活	
その他	医療 福祉 労働 その他	

個別の指導計画	具体的な支援	評価
学習について (実習や家庭学習支援も 含む)		
学校生活について		

個別の教育支援計画		
本人・保護者の願い		
合理的配慮の実施内容		
項目	具体的な支援	評価
関係機関との連携 (関係機関名・担当者)		
就労・進学に向けての支援		
その他		

この計画の内容に同意します

令和 年 月 日

保護者署名

追記内容について同意します

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日